安全保障貿易管理懇談会について

令和2年10月 貿易経済協力局貿易管理部

- 1.輸出事業者が外為法に基づき適切な自主管理体制を構築・運用していくためには、輸出管理担当部署が営業や開発、配送等社内の関係部署を適切にグリップすることが不可欠。然るに、多くの事業者の輸出管理担当部署からは、社内では営業部隊等の事情が優先されがちであり、自らの発言力の弱さ(ともすれば輸出管理手続が軽視されがち)が、実効ある輸出管理実施の上での障害の一つになっているとの声が聞かれるのが実情。
- 2. 輸出管理担当部署が社内で適切なガバナンス力を発揮するためには、経営者の理解と強力なリーダーシップが不可欠なところ、輸出管理担当部署のそうした思いが経営層に届かない(届く機会がない)ことが、各社輸出管理部隊共通の悩みとされる。
- 3. このような観点から本懇談会は、経営レベルによるリーダーシップの下で、優れた輸出管理体制を実現している事業者を招へいし、その取組みや輸出管理担当部署の苦労話等を御紹介いただくことにより(懇談会の模様は後日ウェブサイトでも公表の予定)、その取組み内容をロールモデルとして広く横展開を図ることを目的とする。